

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 更正請求に対する通知処分取消請求控訴事件  
国側当事者・国(熊本東税務署長)

平成21年10月14日棄却・上告

(第一審・東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成21年6月26日判決、本資料259号-121・順号11234)

判 決

控訴人	甲
控訴人	乙
上記兩名訴訟代理人弁護士	小山 信二郎
同復代理人弁護士	神谷 延治
被控訴人	国
代表者法務大臣	千葉 景子
処分行政庁	熊本東税務署長 野津 隆文
指定代理人	川勝 庸史
同	嶺山 登
同	丸山 京一郎
同	志賀 弘一
同	杉村 博司
同	濱田 和隆
同	井手上 秀文

主 文

本件控訴をいずれも棄却する。

控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求める裁判

1 控訴の趣旨

(1) 原判決を取り消す。

(2) 被相続人丙に係る平成7年分、平成9年分及び平成10年分の所得税の各更正の請求に対して平成18年11月7日付けでされた更正をすべき理由がない旨の熊本東税務署長による各通知処分をいずれも取り消す。

(3) 訴訟費用は第1、2審を通じて、被控訴人の負担とする。

2 控訴の趣旨に対する答弁

主文同旨

第2 事案の概要

## 1 事案の要旨

丙（平成10年2月22日死亡。以下「丙」という。）は生前株式会社A（以下「A」という。）からA振出しに係る約束手形の回収の報酬等として金員を受領したが、同人死亡後、熊本東税務署長は、同人の相続人らである控訴人らが同金員に係る所得税の納税義務を承継したとして平成7年分ないし同10年分の所得税の決定処分等を行った。ところでAは、丙に上記金員を交付したのは同人の詐欺によるものであるなどとして控訴人らに対し不法行為に基づく損害賠償請求等の訴訟を提起し、控訴人らは同訴訟においてAに対する損害賠償金の支払を命ぜられた。そこで控訴人らは、熊本東税務署長に対して国税通則法（以下「通則法」という。）23条2項1号又は所得税法152条及び同条による委任を受けた同法施行令274条所定の事由が生じたとして、平成7年分、同9年分及び同10年分（以下「本件各係争年分」という。）の所得税に係る上記決定処分等を更正すべき旨を請求したが、更正すべき理由がない旨の通知（以下「本件通知処分」という。）を受けた。

本件は、控訴人らが本件通知処分は不当であるとして、その取消しを求める事案である。

## 2 前提事実等、争点及びこれに関する当事者の主張

標記の点は、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の1及び2（原判決2ページ末行から14ページ15行目まで）に記載のとおりであるからこれを引用する。

## 第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、控訴人らの請求は理由がないと考える。その理由は、原判決の「事実及び理由」中の「第3 争点に対する判断」の1ないし3（14ページ17行目から20ページ4行目まで）に記載のとおりであるからこれを引用する。
- 2 控訴人らは当審において原審の認定判断が不当である旨を主張するが、いずれの主張も基本的には原審での控訴人らの主張を繰り返すものにすぎず、原審の認定判断を覆すに足りるものではない。
- 3 よって、以上と同旨の原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第15民事部

裁判長裁判官 藤村 啓

裁判官 坂本 宗一

裁判官 大瀨 寿美